

貸付番号	
------	--

種 別	当初	再度	特例	災新	災再	介護

事 由	新築	購入	宅地	敷地	増改

共済貸付金借用証書

平成	年	月借受	金	万円
----	---	-----	---	----

大阪市職員共済組合貸付規程（以下「規程」という。）及び大阪市職員共済組合貸付規程実施細則（以下「細則」という。）等に基づき上記の金額を借用しました。ついては次の項目を守り必ず返済します。

- 貸付金の返済は、規程及び細則等の定めるところにより行います。
- 貸付金には、規程等において定める利率の利息を付して返済します。
貸付金の利率は、規程等の定めるところにより変更されることがあることを承知しています。
- 規程及び細則等に違反したとき、又は申込内容に重大な虚偽が発見されたときは、貸付月にさかのぼり年 15%以内で理事長が定める利率により、違約金を付されることを承知しています。
- 規程の定めるところにより未償還元利金を即時返済しなければならなくなった時は、遅滞なく返済します。
- 貸付金が債務不履行のときは、損害保険会社に債権譲渡することについて異議は申し立てません。また、債権保全のため、大阪市職員共済組合が取得した個人情報を損害保険会社に提供することに同意します。
- 規程及び細則等の各規定を厳守します。
- 本件に関し訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず大阪市職員共済組合の所在地の裁判所をもってその管轄とすることに異存ありません。

平成 年 月 日

大阪市職員共済組合理事長 様

借受人 所属所

職員番号

住 所

ふりがな

氏 名

実印

(注) 1 本証書は、借受人が自署し、申込書と同一印鑑（実印）を使用すること。

2 印鑑登録証明書を 1 通添付すること。